

静岡県国民保護計画（案）の概要

第1編 総論

第1章 県の責務、計画の位置づけ、構成等

県は、武力攻撃事態等において、国民保護法、国の定める基本指針及び県国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

また、県は、以下に掲げる事項を県国民保護計画に定める。

- ① 県内における国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 県が実施する国民保護措置に関する事項
(住民に対する避難の指示、救援の実施、武力攻撃災害の防除等)
- ③ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 市町の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画を作成する際の基準となるべき事項
- ⑤ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑥ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑦ 県内における国民保護措置に関し知事が必要と認める事項

第2章 国民保護措置に関する基本方針

以下の点に留意し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施することを基本方針とする。

- ① 基本的人権の尊重
- ② 国民の権利利益の迅速な救済
- ③ 国民に対する情報提供
- ④ 関係機関相互の連携協力の確保
- ⑤ 国民の協力
- ⑥ 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮
- ⑦ 高齢者、障害のある人等への配慮及び国際人道法の的確な実施
- ⑧ 国民保護措置に従事する者等の安全確保

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

県、市町、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置の事務又は業務の大綱を明らかにする。

第4章 県の地理的、社会的特徴

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり考慮しておくべき本県の地理的特徴及び人口分布、道路、港湾などの社会的特徴を明らかにする。

第5章 県国民保護計画が対象とする事態

県国民保護計画の対象として、
武力攻撃事態では、

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃の4類型とし、

緊急対処事態では、

- ① 危険物質等取扱い施設及び多数の人が集合する施設等に対する攻撃
- ② 多数の人を殺傷する特性を有する物質による攻撃及び破壊の手段として交通機関を用いた攻撃の2分類とし、それぞれの特徴を明らかにする。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 県における組織・体制の整備

県は、職員による24時間即応可能な体制を確保するなど、平素から必要な県の組織・体制等を整備する。

また、武力攻撃事態等が発生した場合において、国民保護措置の実施に伴う損失補償等、不服申立て及び訴訟の手続き等、国民の権利利益の救済にかかる手続きを迅速に行うため、総合的な窓口を設置する。

なお、市町においても、同様の体制を整備することとする。

第2 関係機関との連携体制の整備

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、他の都道府県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関との連携体制を整備する。

第3 通信の確保

県は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、必要となる通信体制を整備する。

また、県警察及び市町は、必要な通信を確保する。

第4 情報収集・提供等の体制整備

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知、安否情報の収集・整理、被災情報の収集・報告等を行うため、あらかじめ準備すべき情報収集・提供等の体制整備を行う。

第5 研修及び訓練

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要な知識の習得や対処能力の向上のため、研修及び訓練を行う。

訓練の実施に当たっては、防災訓練との有機的な連携に配慮する。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

国の対策本部長から避難措置の指示及び救援の指示を受けたときは、避難の指示を行うとともに、救援に関する措置を実施するため、平素から避難及び救援に関する措置に必要な資料の準備、運送事業者の輸送力・輸送施設の把握を行う。

また、県警察は、住民避難等のための交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を策定する。

県は、避難施設の指定に当たっての留意事項を明確化するとともに、避難施設に係る情報の住民への周知に努める。

また、市町は、あらかじめ避難実施要領のパターンを作成するよう努めるとともに、県と連携し市町内の輸送力、輸送施設の把握などを行う。

第3章 生活関連等施設の把握等

県は、生活関連等施設の名称及び所在地等の状況について、自ら保有する情報及び国による情報提供等に基づき把握するとともに、生活関連等施設の管理者に対して国が定めた安全確保の留意点の周知等を行う。

また、市町は、生活関連等施設の名称及び所在地等の状況について県を通じての把握や県との連絡体制を整備する。

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

住民の避難や救援に必要な物資及び資材については、防災に必要な物資及び資材と共通するものが多いことから、その備蓄については相互に兼ねることとする。

なお、国民保護措置の実施に特に必要となる化学防護服などの資機材については、国の整備状況等を踏まえ、国と連携しつつ対応する。

県は、国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備に当たっては、国、市町その他関係機関と連携する。

また、市町及び指定地方公共機関は、国民保護措置の実施に必要な物資及び資材を備蓄、整備するとともに、防災のための備蓄の品目、備蓄量等の把握に努めることとする。

第5章 国民保護に関する啓発

県は、国と連携しつつ、住民に対し、住民の避難や救援の仕組みなどの知識等の啓発を行うよう努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

県は、武力攻撃事態の認定前において、多数の人が殺傷する行為等の事案の発生又は発生のおそれを把握した場合に、的確かつ迅速に対処するために必要な事前配備体制を整備するとともに、武力攻撃事態の認定がなされた場合には、県国民保護対策本部に移行する。

また、市町は、初動連絡体制の整備及び初動措置を行う。

第2章 県対策本部の設置等

県は、内閣総理大臣から県対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けたときは、直ちに県対策本部を設置するとともに、被災現地における機動的な措置の実施を図るため必要なときは、県現地対策本部を設置する。

また、県国民保護対策本部長は、県及び関係市町並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うとともに、必要な情報通信手段を確保する。

第3章 関係機関相互の連携

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、他の都道府県、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他の関係機関と相互に密接に連携するとともに、必要があると認めるときは、指定行政機関の長等への措置要請や自衛隊の部隊等の派遣要請及び他の都道府県に対する応援の要求などを行う。

また、自主防災組織、ボランティア団体による自発的な意思に基づく活動に対して必要な支援を行う。

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の通知及び伝達

県は、総務大臣から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を市町長、指定地方公共機関その他の関係機関に通知し、市町長は、速やかに住民等に伝達するものとする。

なお、武力攻撃災害により住民の生命等の危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、速やかに緊急通報を発令する。

また、放送事業者である指定地方公共機関は、警報及び緊急通報の放送を行う。

第2 避難の指示等

県は、国の対策本部長による避難措置の指示を受けたときは、直ちに、要避難地域を管轄する市町長を経由して住民に対する避難の指示を行う。

この場合、都市部、半島・中山間地などの地域特性や武力攻撃事態の種類等に応じて避難の指示を行うとともに、住民避難のため、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対して運送を求める。

また、市町の行う住民避難のために必要な支援を行うとともに、市町の作成する避難実施要領に定めるべき事項及び留意事項等を明らかにする。

第5章 救援

収容施設の供与、食品の給与、医療の提供など救援の具体的な内容について明らかにする。

県は、救援の実施に当たっては、応急仮設住宅の建設を除き、市町長（指定都市を除く。）に委任するとともに、市町長では対応が難しい場合には、必要な支援を行う。

なお、救援を行うため必要があると認めるときは、救援に必要な物資の売り渡しを要請し、土地等の使用の同意を求め、医師、看護師その他の医療関係者に医療の実施を要請する。

また、緊急物資の運送を行うため、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対して運送を求める。

第6章 安否情報の収集・提供

県は、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答を行う。この場合において、個人情報保護に配慮する。

また、市町においても、同様の対応をすることとする。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 生活関連等施設の安全確保等

武力攻撃災害への対応については、原則として国全体の方針に基づき必要な措置を講ずることとし、県において武力攻撃災害の防除等が困難であると認めるときは、国に必要な措置の実施を要請する。

また、生活関連等施設の状況の把握や施設管理者に対して安全確保のために必要な措置を要請する。

第2 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、地域防災計画（原子力対策編）に準じる。

県は、放射性物質等の放出又は放出のおそれの通報を受けたときは、モニタリングを強化し、国の対策本部長が応急対策の実施に係る公示をした場合には、緊急時モニタリングなどを実施するとともに、緊急通報の発令、退避の指示などの応急措置を行う。

また、NBC攻撃による災害への対処については、国による対処基本方針を踏まえた対応を基本とし、NBC攻撃が行われた場合には、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して緊急通報の発令、退避の指示などの応急措置を実施する。

第3章 応急措置等

県は、武力攻撃災害が発生した場合の退避の指示や警戒区域の設定方法等について明らかにする。

また、消防に関する措置として、緊急の必要があるとき、市町長、消防長等に対し、武力攻撃災害の防御に関する措置の指示等を行う。

第8章 被災情報の収集及び報告

県は、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的・物的被害の状況などの被災情報を収集するとともに、総務大臣に報告する。

また、市町及び指定地方公共機関は、収集した被災情報を県に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

県は、避難所等における保健衛生の確保を図るとともに、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うための措置及び文化財の保護を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

県は、武力攻撃事態等が発生した場合には、生活関連物資等が不足することが想定されるため、国と連携しつつ、生活関連物資等の価格安定や避難住民等の生活安定に関する措置を行う。

また、ガス、運送などの指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画の定めにより、必要な措置を行う。

第11章 交通規制

県警察は、住民の避難、緊急物資の運送その他の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、交通規制及び緊急交通路の確保を行う。

第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

県は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章等及び特殊標章等の適切な交付及び管理を行う。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

県は、自ら管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生した場合には、一時的な修繕や補修など応急の復旧を行うとともに、市町及び指定地方公共機関からの要請に対して支援を行う。

第2章 武力攻撃災害の復旧

県は、武力攻撃災害が発生したときは、国において整備される財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制等に従って復旧する。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

県が国民保護措置の実施に要した費用は、国に対し請求を行う。

第5編 緊急対応事態への対応

県は、緊急対応事態対策本部の設置や緊急対応保護措置の実施などの緊急対応事態への対応については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対応に準じて行う。

資料編

- ・ 様式集
- ・ 用語の解説
- ・ 関係機関の連絡先
- ・ 静岡県 の地形図
- ・ 静岡県 の人口分布
- ・ 道路、鉄道、港湾の位置図
- ・ 避難施設一覧